

電気自動車実証実験 72夕一応募説明会

平成30年2月5日(月)

東京都総務局行政部振興企画課

実証実験の目的

- * 島内の事業者に電気自動車を貸与し、業種別に使い勝手や経済性を検証する
- * 実証実験の検証結果をまとめ、電気自動車普及に向けた事業スキームを構築する

対象者

- * 八丈島において、業務で自家用車を使用している事業者
- * 平成29年度実証実験の対象である宿泊業は除く
- * 緑・黒ナンバー車両の代替使用は不可
- * 他者への貸渡しは不可（例：レンタカー、代車等）
- * 社会福祉法人、医療法人、宗教法人、組合等の法人も応募可能

モニターにお願いすること

- * 業務でできる限り電気自動車を使用
- * 運転日誌（日時・走行距離・業務内容・移動先・冷暖房の有無等）の記載
- * アンケートの回答（モニター終了後）
- * ヒヤリングへの対応（随時）
- * その他

実証実験・本事業へのご協力をお願いいたします

貸出期間／貸出事業者数

第1期：平成30年4月上旬～6月30日 / 10事業者

第2期：平成30年7月上旬～9月30日 / 10事業者

※原則1事業者あたり1台貸出

- * 車両をよく利用する期間を選択してください
- * どちらも変わらない場合、問題がない場合は、貸出期間の希望で、「どちらでも良い」を選択してください

車両タイプ

- * セダンタイプ
(5人乗/一充電走行距離400km) 1台
- * バンタイプ
(5人乗/一充電走行距離188km) 2台
- * ワゴンタイプ
(7人乗/一充電走行距離185km) 1台
- * 軽バンタイプ
(4人乗/一充電走行距離150km) 6台

貸出車両

- * 業務で使用しているガソリン車に近いタイプを選択してください
- * 貸出車両のタイプはご希望に沿えない場合があります
- * メーカー名や車種は決まり次第、お知らせします
- * 車両に東京都の実証実験である旨のラッピングをします
- * ご希望があれば、屋号や店名のマグネットを貼ることができます

故障や事故を起こした場合...

- * トラブル時の対応は、東京都の委託事業者（公募中）が行います
- * 車両保険に基づいて対応することになります
- * 保険・補償制度の詳細は、決まり次第、お知らせします

車両の充電

- * モニターの皆さまに、電気自動車用屋外コンセント（200V）を無償で設置します
- * 充電のため、電気自動車用屋外コンセント設置場所の近くに駐車スペースの確保をお願いします
- * 満充電にするには、バン・ワゴン・軽バンタイプでは約7～8時間、セダンタイプは一充電走行距離が400kmと長いため、約16時間かかります
- * 充電用の電気代は、ご負担をお願いします

モニター選考の流れ

1. 応募〆切（2月16日（金）（消印有効））
2. モニターの業種・業種別モニター数決定
3. 書類選考
4. 抽選→モニター順位決定（2月26日（月））
5. 貸出期間・車両タイプの調整
6. モニター内定（3月上旬）
7. モニター内定者への説明、承諾書受領
8. モニター決定

モニターの業種・業種別モニター数決定

- * 業種別に応募状況を集計し、モニター
の業種・業種別モニター数を決定。

(ドント方式で割振り)

業種	〇〇業	◎◎業	△△業	□□業	◇◇業	その他
モニター数	2	2	4	4	3	5

書類選考

- * 応募用紙③「質問事項」の記載から、ポイントを計算し、業種別に、ポイントの高い順にモニター順位を決定します
- * 応募用紙③「質問事項」の記載は、自己申告ですが、実態に即した記載をお願いします
- * モニター開始後、実際の利用目的や利用頻度が、応募時と著しく異なる場合は、モニターの決定を取り消し、車両を返却して頂くことがあります

代表者が同一の場合の取扱い

- * 同業種で代表者が同一の複数事業者から応募があった場合、2事業者目以降については、ポイントに関わらず、他の代表者の事業者を優先します
- * 異業種で代表者が同一の事業者から応募があった場合、ポイントが同順位の他の代表者の事業者を優先するなど、1人の代表者にモニターが集中することがないよう配慮します

抽選

- * ポイント計算の結果、ポイントが同点の場合、抽選で業種別モニター順位を決定

<抽選日時等>

日時：2月26日（月） 午後2時30分～

会場：八丈支庁 会議室内

方法：職員が公開でくじを引く

※ 抽選は誰でも見学できます

選考経過について

- * ポイント計算の結果や抽選の有無等、選考経過について個別連絡はしませんが、抽選会場で説明します。
- * 抽選会場に来られないが、抽選の有無やモニター順位を知りたい場合は、2月27日（火）以降、以下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東京都総務局行政部振興企画課 企画調整担当

電話：03-5388-2442,03-5388-2407

モニターの内定・決定

- * モニター順位の高い事業者から、貸出時期と車両タイプを調整し、モニターを内定（内定・選考結果を通知）
- * モニター内定者に対して、貸出車両、車両保険、電気自動車用屋外コンセント設置等について説明
- * モニター内定者は、モニターの遵守事項が記載された承諾書を都に提出→モニター決定
- * 本実証実験は、平成30年度事業です。正式なモニター決定は、平成30年度歳入歳出予算が平成30年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成30年4月1日に確定するものです。

応募方法

- * 応募期間内に、応募用紙に必要事項を記入の上、下記申込先に持参、郵送又はメールでお申込みください。

【期間】平成30年2月1日(木)～16日(金)
※郵送の場合、2月16日消印有効

【申込先】

＜持参・郵送＞〒100-1492八丈町大賀郷2466-2
東京都八丈支庁総務課 行政担当宛

※封筒表面に「電気自動車モニター応募」と朱書きしてください。

＜メール＞東京都総務局行政部振興企画課 企画調整担当宛
メールアドレス：S0000020@section.metro.tokyo.jp

皆さまからのご応募
お待ちしております。

ご清聴、ありがとうございました。